

練馬区議会議員(無所属)

かとうぎ 桜子

区政レポート



2012 2月号 (議会報告通号 vol.51)

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102

電話 03-3978-4154 FAX 03-3978-4158

メールマガジン発行中!



2012年2月8日、定例会初日の本会議場の様子(練馬区役所西庁舎8階)

区議会・定例会が始まりました

(2012年2月8日~3月9日)

厳しい状況を見据えた、 来年度予算の議論をします

練馬区議会の今年最初の定例会が始まりました。この時期の定例会では、翌年度の予算の議論が中心になります。

不況の影響で、特別区民税のほか、法人住民税などの収入の落ち込みが予想されます。その中で、いかにして区民サービスを行っていくかが大きな課題です。

新年度の具体的なテーマとしては、新たな地域防災計画が始まること、光が丘病院から日本大学が撤退して新たな医療機関のもとにスタートを切ること、介護保険の計画が新しくなることなどがあります。

私は、議会費・総務費・保健福祉費・介護保険に関連する質問を予定です。精一杯頑張りたいと思います。

二〇一二年二月

かとうぎ 桜子

気仙沼への寄付が、累計で18万8567円になりました。

12月、1月の間、この区政レポートとあわせて、気仙沼復興商店街への寄付を募集しておりました。おかげさまで、2月5日までの累計金額が18万8567円になり、すでに先方にお届けしています。

東日本大震災の津波の被害にあい、気仙沼は海の近くの一角が壊滅的な状態です。地盤沈下した土地の底上げやライフラインの復旧、そして今後の津波の被害を最小限に抑えるためのまちづくりにはまだまだ時間がかかりそうです。

行政のまちづくりを待っていただけではいつになっても希望が持てないので、住民の皆さんがNPO「気仙沼復興商店街」を立ち上げ、仮設の商店街を12月24日にオープンさせました。オープンイベントもかなり盛況で、頑張っていらっしゃるようです。

仮設ではない、本格的な商店街を復興させられるまで、まだまだ困難があるかもしれません。今後も継続的な応援を続けていきたいと考えております。



かつて商店街があった場所は、津波で壊れてしまった(2011年11月に訪ねた時の写真です)

今回のイベントなどのお知らせ

前回のレポートで、区政報告会を3月下旬に行うお知らせを書きました。私事で恐縮ですが、私・かとうぎ桜子が病院の検査で異常が見つかり(体調が悪いわけではないのですが...)、3月中に治療をする必要が生じたため、区政報告会は4月以降に延期をさせていただきます。また、治療の状況によって、3月以降、朝の駅でのレポート配布を一時お休みさせていただくこともあると思いますので、ご了承ください。

暖かい季節になる頃には完治させ、またたくさんのイベントを開催したいと思います。

かとうぎ桜子プロフィール

1980(昭和55)年生まれ。桐朋女子中学・高校、慶應義塾大学文学部を卒業。大学在学中にホームヘルパー2級の資格を取得、さらに福祉の勉強をするために上智社会福祉専門学校(夜間)に学ぶ。NPOにて介護の仕事をする中で、地域福祉・地域社会にさらに深く関わることをめざし、2007年、区議会議員選挙に初挑戦、初当選。2010年3月立教大学大学院・21世紀社会デザイン研究科を修了。2011年4月、練馬区議会議員選挙にて2期目に当選。健康福祉委員会、災害対策等特別委員会に所属。【資格】社会福祉士、保育士、中学校教員免許(国語)、ホームヘルパー2級。

かとうぎ桜子事務所

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102

電話 03-3978-4154 FAX 03-3978-4158

HP <http://www.sakurako-nerima.com/>

メール sakurako_happy_society@yahoo.co.jp

このレポートを、ぜひ
お知り合いに配布し
てくださいませんか?
何部でも結構です。



崩れるセーフティネット②住まい

前回のレポートでは、生活に困窮したときの貸付の制度についてご紹介しましたが、今回は「住まいの問題」を紹介します。

公営住宅はとも入りづらい

練馬区には2010年度の段階で、20団地793戸の区営住宅があります。「区勢概要」より

公営住宅は今、とても厳しい状況にあります。近年、公営住宅は改築の時に戸数を増やすことはあるものの、新築されていないため、入居希望者よりも戸数が少ない状態にあります。ですから、入居のための条件も倍率も大変厳しくなっているのです。

入居の申し込みをするためには所得基準の上限があります。そして、入居したあとも、所得が「基準額」を超えると「収入超過」とされ、明け渡しの努力義務が生じますし、年々家賃が上がっていくくみになっています。「基準額」は公営住宅法の改定とともに厳しく

低所得者の住宅政策の充実が必要

今の公営住宅法は、こういう状態の家庭をも排除するほどかなり厳しい基準になっているため、活用できる人がとても限られているのです。

また、公営住宅を利用できる人は所得の低い中でもきわめて困窮状態にある人だけが対象となっているので、入居者はみんな自分の生活にとっても困っている状態の人になり、近隣同士で支え合う余裕も持てないかもしれません。

以前、新宿・戸山団地(都営住宅)で孤独死防止の活動をしている本庄有由さんにきていただきて講演をしていただきました。本庄さんは、団地に住む人たちが日頃から顔見知りになつて孤独死を防ぐために様々なイベントを行ったり、携帯電話を活用した見守りシステムを開発したりしています。

しかし様々な工夫をしても、特に高齢になつてから新しく入ってくる方は近隣とのつながりを持ちづらく、孤立化・孤独死につながりやすいというお話をしてくださいました。

困窮状態にある人を入居させるだけでなくその後のケアを行わない、公営住宅のシステムそのものに課題がある中で、市民の立場だけで孤独死を防ぐのは限界があるということを私は感

なっていて、現在は、一般世帯では月15万8千円、高齢者や障害者のいる世帯は月21万4千円です。月の所得がこの額を超えたら「収入超過者」となるわけですが、しかし、基準額を超えたからといって、この金額が高額所得とはいえないでしょう。

たとえば、ひとり親世帯の場合を考えてみましょう。

子どもが小さく、お母さんが働きながらひとりで子育てをしている家庭があるとしたら

ひとりで子育てをしているという条件で仕事を探すのも厳しいため、低所得になりがち。安い家賃の家を探したいところですが、公営住宅は2人家族で年227万6千円以下の所得でなければそもそも応募をする対象にすらならないのです。

この条件をクリアしたとして、入居してしばらくたち、ようやく子どもが大きくなってひと段落つく時期がきます。

子どもが高校を卒業して働き始めるとし

じました。

困窮状態にある人の住まいのセーフティネットが機能しない状態、そしてコミュニティづくりの疎外を住宅政策じたいが招いている事態が見てとれます。

住まいの貧困問題を解決するために、民間のアパートとの連携、福祉政策との連携も含め、年収200万円代の人に対して低額の家賃で住宅が借りられる体制を作つて、住まいのセーフティネットを構築すべきではないでしょうか。そうでなければ、住まいの問題も生活保護にしか救いの道が見いだせないのです。

区営住宅に入居するための所得基準

家族数	所得金額の範囲(一般区分)
2人	0円~2,276,000円
3人	0円~2,656,000円
4人	0円~3,036,000円
5人	0円~3,416,000円
6人	0円~3,796,000円

この金額は、公営住宅法施行令で定められた基準額・月15万8千円に、家族の人数分の扶養控除額相当分(1人年間38万円)を加えたもの。障害者や60歳以上の人のみの世帯などは「特別区分」として月ごとの基準額21万4千円に扶養控除分を加えた額で計算される。

婦人保護施設の見学に行きました

1月20日、大泉学園にある「婦人保護施設」に、区民の皆さんと10名で出かけました。

比較的軽度の知的障害などを持っている人が、軽度であるがゆえに本人も周囲も障害の状態に気づくことができずに、とても苦しむことがあります。

たとえばお仕事を頼まれたときに、本当は「自分には難しいな」と感じていても我慢をして、「分かります。できます。」と答えてしまう。周りもその人の障害に気づかないので、「できるといっていたのに、なんでちゃんとやらないんだ!」と、軋轢が起きる場合があるのです。

これは、比較的軽度の障害をお持ちの方の人間関係の中で起こりがちなトラブルですが、ここに「女性である」という条件が加わると、さらに女性差別が加わり、深刻な問題が起きることがあります。障害によってうまくいなくなっている人を、性的に搾取するといった方法で利用しようとする人が現れてしまうことがあるのです。

婦人保護施設は、障害や貧困といったたくさんの困難に加え、女性であるがゆえに搾取や暴力を受け、苦しんできた女性たちの心身を癒し、人生の再スタートを切るための施設です。

私自身も議員になって初めて関わりを持つようになった施設ですが、今後も皆さんとともに、婦人保護施設の実態を学習する機会をつくっていききたいと考えております。

区分	募集戸数	応募戸数	倍率
一般世帯向け	14戸	530人	37.9倍
ひとり親世帯向け	5戸	63人	12.6倍
若年ファミリー向け	5戸	62人	12.4倍
単身者向け	2戸	299人	149.5倍

(2011年5月の練馬区営住宅の募集の状況：練馬区HPより)

ても、高校卒業したてで10代の人がおもらえお給料は、頑張っても多くて15万円前後でしょう。これで独り立ちして家賃なども自力で払って暮らしていくのは大変ですし、まだ10代ですから、親と暮らしたいという希望もあるかもしれません。

それでも、親と子どもの所得を合わせると月収は30万円くらいになってしまったために公営住宅の基準では「収入超過者」になってしまうのです。しかし、「収入超過」といっても、この生活が余裕ある状態とはいえないことは想像に難くないでしょう。